

夕張市財政再生計画の変更 (令和2年3月)の概要

- 昨年12月6日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、令和元年度及び令和2年度の各年度の歳入・歳出額等を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針については変更はない。

I 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

令和元年度

(1) 幸福の黄色いハンカチ基金積立 (+278百万円)

夕張まちづくり寄附条例に基づき、夕張市のまちづくりに関して寄せられた寄附金(ふるさと納税)が、予算額を大きく上回っており、当該寄附金を「幸福の黄色いハンカチ基金」へ積み立てるもの。

(財源) 寄附金収入 278百万円

令和2年度

(1) 認定こども園整備に係る経費 (+352百万円)

令和元年度に行う予定としていた躯体工事を、令和2年度に行うこととしたことから、当該工事に係る経費を計上するもの。

(財源) 地方債 352百万円

(2) 市営住宅指定管理委託料 (+99百万円)

市営住宅の指定管理業務委託に係る経費を計上するもの。

(財源) 一般財源 99百万円

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

令和元年度

(1) 歳入

国・道支出金の減（△11百万円）、繰入金の減（△202百万円）、地方債の増（+74百万円）、その他の増（+400百万円）により261百万円の増

(2) 歳出

人件費の増（+35百万円）、物件費の減（△9百万円）、建設事業費の減（△26百万円）、繰出金の減（△22百万円）、その他の増（+283百万円）により261百万円の増

令和2年度

(1) 歳入

地方税の増（+121百万円）、地方譲与税の減（△11百万円）、地方交付税の減（△360百万円）、国・道支出金の減（△163百万円）、繰入金の増（+569百万円）、地方債の減（△694百万円）、その他の減（△74百万円）により612百万円の減

(2) 歳出

人件費の増（+104百万円）、物件費の増（+405百万円）、維持補修費の減（△117百万円）、扶助費の減（△144百万円）、建設事業費の減（△878百万円）、公債費の減（△39百万円）、繰出金の減（△43百万円）、その他の増（+100百万円）により612百万円の減

(参考) 歳入・歳出の全体像

【一般会計】

(令和元年度予算分)

(単位：百万円)

区 分	変更前	変更後	増減額	主な内容	
歳 入	地 方 税	886	886	—	
	地方譲与税	48	48	—	
	地方交付税	4,706	4,706	—	
	国・道支出金	1,944	1,933	▲ 11	社会資本整備総合交付金【国】 ▲17 児童福祉費負担金【国】 4 児童福祉費負担金【道】 2
	繰 入 金	1,026	824	▲ 202	財政調整基金繰入金 ▲163 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 ▲40
	地 方 債	1,160	1,234	74	過疎対策事業債（ソフト事業分） 46 認定こども園整備事業債 16 林道橋梁整備事業債 14
	そ の 他	1,495	1,895	400	夕張まちづくり寄附金 278 石炭博物館模擬坑道火災保険金収入 134
	合 計	11,265	11,526	261	
歳 出	人 件 費	1,177	1,212	35	退職手当 35
	物 件 費	1,082	1,073	▲ 9	石炭博物館模擬坑道排水業務委託 ▲19 ふるさと納税に係る特産品送付委託料 7
	維持補修費	495	495	—	
	扶 助 費	1,458	1,458	—	
	建設事業費	1,966	1,940	▲ 26	コンパクトシティ推進事業 ▲27
	公 債 費	3,411	3,411	—	
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	—	
	繰 出 金	864	842	▲ 22	介護保険事業会計繰出 ▲22
	そ の 他	812	1,095	283	幸福の黄色いハンカチ基金積立 278
	合 計	11,265	11,526	261	

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない場合がある。

(令和2年度予算分)

(単位：百万円)

区分	変更前	変更後	増減額	主な内容	
歳入	地方税	773	893	120	市民税個人 39 固定資産税 64
	地方譲与税	57	47	▲ 10	自動車重量譲与税 ▲9
	地方交付税	5,180	4,821	▲ 359	普通交付税 ▲359
	国・道支出金	1,706	1,543	▲ 163	障害者自立支援給付費負担金【国】 ▲81 社会資本整備総合交付金【国】 ▲64
	繰入金	289	858	569	財政調整基金繰入金 430 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 123
	地方債	1,763	1,069	▲ 694	市立診療所等改築 ▲1,075 認定こども園整備事業債 361 臨時財政対策債 133
	その他	987	913	▲ 74	各種交付金 ▲57
	合計	10,755	10,143	▲ 612	
歳出	人件費	1,118	1,222	104	給料（会計年度任用職員） 42 共済費（会計年度任用職員） 29 職員手当（会計年度任用職員） 22
	物件費	798	1,203	405	市営住宅管理業務委託料 99 老朽住宅除却工事 94 ふるさと納税特産品送付委託料 59 模擬坑道坑内排水委託料 40 体育施設管理業務委託料 34
	維持補修費	402	285	▲ 117	修繕料（市営住宅修繕） ▲50 浄化槽保守委託料（市営住宅管理） ▲32
	扶助費	1,565	1,421	▲ 144	障害福祉サービス給付費 ▲155 保育所入所児童扶助費 25
	建設事業費	2,022	1,144	▲ 878	診療所建設工事 ▲1,121 認定こども園建設工事 356
	公債費	3,474	3,435	▲ 39	起債利子 ▲41 起債元金 2
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	—	
	繰出金	875	832	▲ 43	後期高齢者医療給付費負担金 ▲46
	その他	502	601	99	水道事業会計補助 73 夕張支線代替輸送運営費等補助 13
	合計	10,755	10,143	▲ 612	

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない場合がある。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
- ・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

早期健全化基準

財政再生基準

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

実質赤字比率	道府県：3.75% 市町村：11.25%～15%	道府県：5% 市町村：20%
連結実質赤字比率	道府県：8.75% 市町村：16.25%～20%	道府県：15% 市町村：30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	都道府県・政令市：400% 市町村：350%	

3年間（平成21年度から平成23年度）の経過的な基準（都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%）を設けている。東京都の基準についても、経過措置が設けられている。

資金不足比率
(公営企業ごと) 20%

経営健全化基準

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用

(健全財政)

(財政悪化)